

議 事 日 程 （第 3 号）

平成 31 年 3 月 7 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第 12 号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 13 号 東白川村常勤の特別職職員の平成 31 年度における期末手当の割合の特例に関する条例について

日程第 4 議案第 14 号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 15 号 東白川村森林環境譲与税基金条例について

日程第 6 議案第 16 号 平成 31 年度東白川村一般会計予算

日程第 7 議案第 17 号 平成 31 年度東白川村国民健康保険特別会計予算

日程第 8 議案第 18 号 平成 31 年度東白川村介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 19 号 平成 31 年度東白川村簡易水道特別会計予算

日程第 10 議案第 20 号 平成 31 年度東白川村下水道特別会計予算

日程第 11 議案第 21 号 平成 31 年度東白川村国保診療所特別会計予算

日程第 12 議案第 22 号 平成 31 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第 13 議案第 23 号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第 24 号 工事請負変更契約の締結について

日程第 15 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7 名）

1 番 安 江 真 治

2 番 安 保 泰 男

3 番 安 江 健 二

4 番 今 井 美 和

5 番 今 井 美 道

6 番 桂 川 一 喜

7 番 樋 口 春 市

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今 井 俊 郎

教 育 長 安 江 雅 信

参 事 安 江 良 浩

総 務 課 長 安 江 誠

村 民 課 長 今 井 明 徳

産業振興課長 今 井 稔

地域振興課長 桂 川 憲 生

建設環境課長 有 田 尚 樹

教 育 課 長 安 江 任 弘

保健福祉課長 伊 藤 保 夫

国保診療所
事務局長 河 田 孝
監 査 委 員 安 江 弘 企

会 計 管 理 者 今 井 英 樹

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
次 長 安 江 由 次

◎開議の宣告

○議長（樋口春市君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催し、昨日に引き続き新年度予算の全協質疑を行っていただきます。

午前9時34分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第12号から議案第22号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

上程中の日程第2、議案第12号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第22号 平成31年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの11件について、一括して質疑を行います。

質疑がある場合は、挙手をし自己の番号を教えてください。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

全協質疑でも一旦質問させていただき、それから細かい細部の説明もしていただいた案件で、一般会計の予算説明書の40ページにあります総務費、総務管理費の遊歩道撤去工事について、ちょっとお伺いしたいんですけども、今回、今までいろいろ手間とお金をかけたものを、残念ながら撤去するという、これは1個の事業名にはなっていませんが、1つの事業を始めたけれど、事業を撤退するという決断をなされたわけですが、実は今後の事業等の撤退に対してのお考えも含めて御返答いただきたいわけですが、例えば、何年か前にお金をかけてやりました。そして、今回撤去す

る。じゃあこの間にかかった費用は、先ほどお返事いただきましたけれども、どんな効果があったか、なかったか。それから、事業報告的なものを取りまとめたものを1個つくられて、全体を見渡した上で撤去という判断に至ったのか、ただ単に今、目の前にある遊歩道が撤去で、以上、という形で決められたのかも含めまして、村長の事業撤退ですとか、ハードを撤退されるときのお考えをお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今回、撤去するのは、神土の白草という地名になるかと思いますが、この対岸の遊歩道であります。

先ほどお答えしたように、200万ほどの設備費をかけて美しい村事業の中で村民の皆さんや観光客の方が、東白川村の美しい自然になれ親しんでいただけることを目的として、遊歩道やそれから眺望のいいところの整備とか看板設置、誘導看板等をやってきた事業でございます。この事業については、昨今河川の増水により川の流木等がひっかかってくるというようなこともあったり、増水のときの危険について、ちょっと心配されるぞというような判断もあって、あれを完全なものにするには、なお一層費用をかけないと目的が達成しないということがわかってきたという結論で、これから維持していくのに相当な費用をかけるよりは、撤去するということに判断しました。

この事業評価について、一つずつ報告書をつくり、いろんな数値を積み上げて判断ということではございません。職員の判断、そして私の現地を確認しての判断等々で決めてまいります。もちろん、これは遊歩道ですから、そういう形でいいかと思いますが、大きな施設を廃止、例えば今回一般質問にもありましたように、例えば診療所を、移転後の診療の施設をどうするかと、こういったときは、もっともっと慎重な検討もする必要があると思いますが、仮設ではございませんけど、看板とそれから転落防止のロープとか階段とかの施設でございますので、撤去にもそれほど手間がかからないというか、若干費用がかかるわけですけど、そういう形でできますので、判断の基準は今ご質問のような積み上げではなくて職員との協議の中で判断をさせていただいたということであります。

今後も今まで幾らかけたから、もったいないからということではなくて、これから費用がかかるものについては、いわゆる費用対効果でこれから追加の費用をかけても初期の目的を達成していく、あるいはもくろんでいく必要があるものは維持してまいりますけど、思い切って財政も経常の収支バランスを整えていくためにもコストカットをしていく必要もあるので、そういう観点でいろんな事業について見直しもかけていっておるといふところの判断で、今回は、あの遊歩道に関連する施設を廃止して、看板等も撤去しまして普通の河岸に戻すということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今の説明で、村長もよく負担コストという言葉で、今さら嘆いたところで取り戻せない高コストはこの際考えずに、この先かかるであろうコストとのバランスをとっていくという考えから、今回の撤去工事を予算化されているということがよくわかりました。

ただし、説明責任としての議会であつたり執行部の意味におきますと、ただ単に未来を向いたときにお金がかかるからというだけではなく、今までこれだけの費用をかけてつくってしまいましたが、というこの一言のおわび、もしくはおことわりがないと、なかなかかけた費用に対してそれを一旦諦めなきゃいけないという決断をしなきゃいけないわけで、できればこれからもこういう撤退をする場合は、今までこういう費用をかけました、こういう手間をかけました、それでこういう効果でしたがという説明をなるべく加えていただける、もしくはその時点で説明がなくても質問をした場合には、それをお答えしていただけるような状況をつくっておいて撤退という決断をしてほしいと思いますけれども、それについてもう一度今後のお考えをお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

できる限り事前に説明したいと思いますし、軽微なものについては後日の説明もさせていただきたいと思います。

今回のことについては、実は事業効果をはかるのは非常に難しい事業で、何人そこへ入ったのかとか聞きますと、釣りに入るのに非常に便利やったぐらいの評価しか私のところは届いてなかったもので、先ほどの言うように当時やるときは、いろいろ川に親しんでいける遊歩道になるのではないかと、健康増進のためになるのではないかとということで計画されたものを 26 年度にやったということでしたんですけど、これからは説明もしながら、おわびというか、結果をしっかりと説明責任を果たしていくことは、そうしてまいりたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

82 ページお願いします。

全協の折にもお聞きしましたが、再度聞かせていただきたいと思います。

この負担金、助成金、交付金の中に、今回 2018 年度、国は第 2 次補正で風疹の抗体検査を計上されましたが、今回、うちの補正には出ておらず、そこはいいんですけども、今回の新年度予算には、ここに組み込まれなければいけない項目だと思いますが、それは現在ここには入っておりませんが、これは落としたということでよろしいのでしょうか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 伊藤保夫君。

○保健福祉課長（伊藤保夫君）

今回の風疹の抗体検査のワクチン接種の負担金ですけれども、予算をつくりましたのが 12 月の折でございまして、その折にはまだワクチン接種が確実にということを私のほうも把握しておらない点ございまして、その時点では予算に組み込むことができませんでした。一応、検査については、それ以前に無料でできるということはわかっておりましたけれども、国の予算が決まりましたのが 1 月後半かと思ひまして、一応 3 月の補正にも、情報等そのときにまだ、予算のほうが既に 2 月の中旬に 3 月補正のほうの見積もりをしておりましたので、ちょっと間に合わなかったということでございます。当初予算にはそんな事情がございまして、計上ができなかったということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

12 月の 11 日に既に厚生労働省はそういう方針で行くという方針を出しております。

今の説明でいきますと、国会が決まらなかったら全てのものが予算がおりてこないということなので、国会が終わらないとうちらの予算は進んでいかないということになってしまうので、まずは国の動向をよく考えてみて、まずここに国からおりてくる 1,000 円でもいいので、まず項目はどうしてもここには必要だったと思うんですが、ここは上げるべきもので、ミスだったということで認めてもらえませんか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 伊藤保夫君。

○保健福祉課長（伊藤保夫君）

国の動向等をその時点でよく把握しておれば、計上することが可能だったかということもありますので、それについては私どもの情報収集ミスということから、計上ができなかったということでございますので、その辺のところは収集ミスということで認めさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

認めていただいたので、今後の対策についてなんですけれども、全協のほうでもお聞かせいただきましたが再度お尋ねいたします。

今度新年度予算では入っていないので、次は 6 月の補正で請求されることになると思いますが、4 月からは既にこの風疹の抗体検査、風疹ワクチンについては始まってしまいます。その間に受けられた方の補助は、どのようにされるのかお伺いします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 伊藤保夫君。

○保健福祉課長（伊藤保夫君）

4月以降に始まって、この検査を受けられた方の補助につきましては、現在、風疹の項目はございませんが、ここに予防接種の負担金という項目がございますので、そこから項目の流用をさせていただいて、支払いのほうさせていただきます。

6月が通常の補正になりますが、一番早い議会のありました折に補正予算として計上させていただきたいと思っております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

全協質疑の折に、2つのことを村長に問うて2つの答えをもらってます。

ある一つ、例えばフォレストスタイルの褒賞金ですと、意欲を高め目標値をはっきりするために前年度の実績に対して多目でもお認めいただきたいというものもあれば、先ほどちょうど4番議員のおっしゃった、現時点で立てられなかったから、あえて削っておかれるという答弁をいただいた予算と、いろんなものが入りまじっておりまして、それを矛盾があるとみなすかどうかということも御返答の中で御回答いただければいいわけなんですけど、そうしたら予算議会って、一体どういうものなのかということを、再度ここにおる皆さんも含めまして問うていきたい部分でありまして、細部に10円要るのか要らないのか、100円要るのか要らないのかだけを審議するだけではなく、やっぱり限られた予算の中で、どう配分していくかというバランスをやはり見なきゃいけない。そのときに、あるものは多目に見積もってある、別枠でも見積もってある。でも、あるものは内枠で見積もってある。ましてやあるものは、今の時点では出てくるかはっきりしないから、項目としても外しておいて、あと補正が出てきたときにあえてお願いしたいと、口頭説明では村長よくおっしゃいますけど、やはり予算書という数字が書いてあるものというのは、実は数字というものも大事だからこそ、ここで数字に対して最終議決を行うわけで、できれば、村長の思いとか職員の思いというのを、本当にこの予算書をつくる段階において、できる限り100%ぶつけていただかないと、実は私たちはそれに対して質疑をし、ときには討論をして決議までをするという緊張感の中においても、いや、数字はあとで変わりますよとか、あと補正でお願いしますわということに対して、責任を持った決議をするということに対して、いささか僕の中でちょっと疑問を感じている点があります。

これは僕が疑問を感じているという点で、質疑という考え方で今述べさせていただきましたので、予算の立案者である村長にこのことに対してのお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

いろいろな事業がございます。将来の、年度の1年間にかかわる経費・費用等の見積もりをして、予算を立てていくんですが、この余裕の部分というか、余白の部分というか、どれだけ見込まれるのかというそういう事業もございますし、全協質疑のときに課長がお答えしたように、地域を、この目標に向かって進むんやという意味で、これだけ用意があるんだから頑張りましょうという、そういう趣旨の事業もございます。この前の質疑のときは、地域おこし協力隊の企業支援、頭出ししたらどうかという御意見でございました。これは予算配分枠でやっている中で、しっかりとコミュニケーションとった上で、今のところ必要ないということで持たなかったという。議論は我々はしております。

そういうことで、まず一つは、予算ごとに事業ごとにそれぞれ性格が異なるので、全部が同じ法則でもって余裕高といいますか、予備の部分を持つということは手法としてとっていないということでご理解をいただきたい。これは余裕があれば、全部の予算に何%ぐらいというような余白というか、予算の余裕を持っていけるんですけど、なかなかそういう状況ではないということは御理解いただきたいと思います。

もう一つ、予算のつくり方、審議の仕方についての御質問といいますか質疑がございました。

このことは、議会の皆さん方とも重々検討してやっていかないと、現在のやり方はご案内のと通りの2月中旬におきます概要説明から皆さんのところへ数字をお届けする形ですので、じゃあその前の数字はどうやってつくっているかという、予算編成方針を私が立てて、それを各課の課長が責任者となって枠配分の中でいろんな事業を洗い直したり、担当の意見も聞きながら数字をつくっていったって、それを予算ヒアリングと、それから全体のバランスがとれるかどうかということは、これは当然ながら大事な作業ですので、総務課長、参事、私で、財政の係長も入れますけれども、査定をしていく。その作業の中でどうしても来年度送りをするとか、補正対応するとか、補助金がついたらやるよとか、そういう判断をして予算を皆さんのところにお届けします。

さて、この中で、どこで議会の皆さん方との協議をやるのが一番いいのか。これはきょう質問を受けましたので、これから考えたいと思いますし、議会のほうでもいろいろ考えていただきたい。ほかの町とか市の例を言いますと、予算議会の前に委員会活動があって、うちですと総務と産業建設とこちらのどちらかでそれぞれの課のところで、一旦説明を聞いて、議会の皆さん方の意見を聞いてというような作業を行われている町もあるかと聞いておりますが、そういったことがこの村で適当なのか、やるかやらないかということも議会と協議をさせていただかなきゃいけないとは思っています。

やる方法として今思いついたのは、そういう委員会活動でもうちょっと前の段階で、森林組合からこういう要望がきてるんだけど、これ適当だと思いますかとかいうような協議をしていくということになると思うんですね。それ以外に、国が出した方策、県が出す方策等々がずうっと集まってきたの予算ですので、なかなかスケジュール的にはタイトなところもあるんですけど、村が独自

でやる部分については、少なくとも議論ができる時間を 12 月の全協、1 月の全協等でとることは可能かなとも思いますけど、予算見積もりの締め切りはちなみに年末でしたかね。1 月の全く冒頭か年末なんですね。そういうスケジュールでやっていかないと、スケジュール的にはこの資料までたどり着けませんので、一度御検討をいただき、こちらでも検討してみたいというお答えにしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

村長の説明を伺うと、まあそういうことかなと。

でも、その中で、例えば2種類、本当言うと3種類になるんですけど、例えば県・国が決めてくるから、必ずその数値でやらなきゃいけない。その事業は、先ほどこちようど予防接種のときにありましたように、現時点で決まっていなくても、後から当然補正で認めなきゃいけません。国・県の方策ですから。それは、天井知らずになったとしても、それは認めていく。これは議会としても仕方がありません。

問題なのが、頭打ちでこれ以上ふえないものが入っている。だけどこっちのほうは、これから必要になったら、例えば 10 件でとめます。幾ら 20 件出てきても、今年度は 10 件でとめます、というものがまざっていたり、中には、ことし 100 出てきたら 100、200 出てきたら 200 認めますというのがこの予算書では本当にわからなくて、わからないのでバランスがとれないというのはそういうことなんです。幾らまで予算が膨らむかというだけではなく、例えばこちら側が今 100 出てきてます。こちら側も 100 です。これを比べたら、まあまあいいバランスじゃないかと思って認めた。すると、補正でこっちが 1,000 にまで膨らんでしまった。だったら、これが 1,000 になるんだったら、こっちは 500 ぐらいまで認めてもよかったんじゃないのかという、後から、後々の後悔というのが割といろんな場面で感じられるので、実は天井知らずみたいなものだったり、申請が出てきたら出てくるものが、一体村長がどこまでそれを認める覚悟があるかということが本来の予算の姿だと思うので、予算書にどこまで村長が腹が据わってるのか、幾らまで出す気があるのかというのがこの予算書に反映されているのが本来の姿ではないかと僕は考えているので、もう 1 回その観点で村長のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

全部が承知をしていただく作業ができるかどうかは、ちょっと疑問に思っ、それは議員さん各自がどこまで深堀りをしていかれるかということで、私が就任してから、なるべく時間をたくさんとろうということで、月 1 回何かの形での全員協議会等々を開いていただいておりますので、それぞれ提案していったら相談していくべきものについては、落ちがないように事前に資料を提供したり、

ご意見を聞いて直していつているつもりではございますけど、全部にそれをやれと言われると、ちょっと無理ではないのかなと思います。なぜ無理かという、時間とそれから、ほとんど時間の問題だと思います。そこは、村長に予算を作成する権限がございまして、私の裁量の中でいろいろ提案してまいりますので、そこを議員の皆さんがチェックするというのが議会と行政との関係であると思いますので、その方向をどこまで深掘りするかは、非常に議論が分かれるところで、6番議員さんの思いもあれば、ほかの議員さんの思いもあるので、きょうここで、じゃあここをこうしましょうとかいうお答えにはなりません。どこまでやる覚悟があるかと言われても、さあどこの事業のことでそうおっしゃっているのかさっぱりわかりませんので、お答えのしようもないということで、大事な、例えばフォレストスタイルはしっかり続けていくよとか、それから子育てについてはこういう方針で行っているよというようなところは、それぞれの機会ごとにお伝えしているつもりでございます。議論を一般質問という形だけでなく、全協の中でもしっかりとしていくということが大事かなと思います。先ほど例として紹介した委員会活動、これについて、もっと充実することがその答えではないのかなと思って、今ご意見を拝聴しました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがたいことに、議会ですとか全協質疑におきましては、村長が就任されてから、とにかく回数がふえましたので、僕たちは本当に村長の思いを聞く回数がふえています。ですから、村長のおっしゃるように数字を見ただけではなく、それまでの村長と私たちのやりとりを思い起こしてもらえれば、何が言いたいかもわかろうかということは実はわかってます。

問題なのは、予算というのはマスコミ等に発表される段階では、そんなことまで発表されるわけじゃなくて、単純に数字がすうっと発表されるだけ、それからうちの議会はこの段階では中継が入ってませんので、このやりとりですら一般の村民というのは議事録を見ないとわかんない。傍聴という権利は村民にはありますけれども、現実問題全ての村民がこの権利を行使してこの内容を知れるものでもない。ましてや、全協質疑になりますと内容を知ることすら不可能です。ですので、日ごろから僕が主張しておりますように、村長の思いの中で、どうしてもここは数字にあらわれ切れていないというものを、例えばCATVを通じて何らかの形で村民にまでちゃんとお伝えしていただけることが、将来にわたって村民が安心して村にいろんなものを託すということにもなっていこうかと思っておりますので、最後に私たちを理解させるという意味においてはわかりましたけれども、予算議会ですので、この予算に対する思いを広く村民にもう一度何らかの形で宣伝していただけるものかどうかについて御質問します。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

予算の概要については、広報で特集を組んでお伝えをします。

また、CATV 4月の放送の分については、私の思いを伝える村長室からを放送します。時間の都合で全部はやりませんが、一番大事なところだけはしっかりお伝えをしたいというふうに思っております。これはずっとやってきたことでございますし、これからも続けてまいります。

また、集落座談会で昨年の10月にいろいろ話し合いをしてまいりましたので、そのことについての、2年に1回というような思いでございますけど、途中でもう一度集落座談会も開いて直接村民の皆さんと説明をしていくという、あるいは思いをわかっていただくことをやりたいと思いますし、ほとんど最近実績がないので、てこ入れをしたいと思っておりますが、村長と語る会、例えば商工会青年部も、つくったところには、新鮮さというのが物事にはあって、いろいろやっていただいたんですけど、最近はほとんど音沙汰がないので出前講座にせないかなかなと思っておるぐらいですが、そういう形で村民の皆さんと直接会話をするというのは、5年前から私のスタンスとして変えておりませんので、ぜひとも各議員の皆さんも、村長こういって言っとったで話し合いしたかったら呼べるからというような形でご案内をいただければ、日程だけ調整させていただいて、この課題についてはこういうふうに考えるがどうですかということで、お話し合いをしていきたいと思っておりますので、そういう姿勢でこれからも進めてまいりたいと思っております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それではこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

平成31年度一般会計並びに特別会計6会計の予算認定に当たり、賛成の立場から意見を申し上げます。

あと1カ月もすると新しい元号が発表され、5月からは新しい時代がスタートいたします。東白川村においては、明治22年の合併から立村130年という記念すべき節目の年を迎えます。また、現在建設中の新たな診療所と老健施設の稼働と、4年4期にわたって改修中のはなのき会館の全ての工事が終了し、村民の医療、福祉、文化の面での新たな第一歩がスタートいたします。

しかしながら、少子高齢化、村外への転出などに伴う子供たちの減少、社会保障関連経費の自然増など、構造的に経費が増嵩する課題を抱えています。また、耕作放棄地や農林商工業における担

い手、後継者不足、国が言うほど私たちのところには景気の上昇感を感じられません。その上に、10 月からは消費税の引き上げが予定され、いまだに詳細が決定せずわからず、戸惑いを隠せないところが正直な感想です。そんな中でも、東白川村の 31 年度の予算編成においては、厳しい財政状況の中、国、県の予算動向をしっかりと調査し、また住民の要望をとり入れ、従来から継続する事業と未来へと必要なものには重きを置いた予算計上がなされていると思います。

美しい景観や、大切な資源でもある農地を守る中山間地等直接支払推進事業や、多面的機能支払交付金事業の継続実施の計画がなされています。農林業を営む方々への直接的な補助、商工業、建設関連業には、28 年度から始まった資格取得に係る補助、長期の経験やわざの習得の必要な木材関連担い手育成に特化した事業など、未来を見据えた人づくり事業が継続して計上されています。

東白川村の子育て施策では、保育園、小学校、中学校のそれぞれのハードに対する事業、少人数だからこそできる研修などのバスの借り上げ料の全額負担、特に輝け！東っ子事業や、タブレットを活用した教育、高校生の通学支援が引き続き行われること、また 30 年度から繰り越しではありますが、実質 31 年度の事業である待望の F T T H 化事業については、情報通信速度の質の向上により、村民全ての人の直接的な感動が心待ちにされるだけでなく、災害対応、移住・定住策などばかり知れない効果が期待できます。移住・定住事業については、情報発信、空き家対策、各種補助が各課をまたいでいたものが、つながるナビ事業として集約されることは、昨年予算議会で枠配分の予算編成について問わせていただいた折、実質ゼロ予算事業を検討していただきたいとお話しした大きな成果だと考えます。

昨今の異常気象や、いつ起こってもおかしくない大地震に備え、消防団の機材更新、防災備蓄品の増強、それに備える各種建設工事をバランスよく計上されていますので、私たちの村が大きな災害がなく 31 年も平穏であることを期待いたします。

最後になりますが、現在進行中の事業、31 年度の事業、今後を見据えた事業には大きな事業がたくさんあります。基金の積み立て、公債費の長期的な計画と管理、税や使用料の公平性の観点を抱えた徴収を行っていただき、適正な財政運営に努めながら村民の皆さんのために 31 年度の事業を丁寧、また確実に進めていただき、新たな元年がスタートできることを期待し、平成 31 年度の予算認定の賛成討論とさせていただきます。

○議長（樋口春市君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 12 号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 22 号 平成 31 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの 11 件について、新年度予算関連として一括して採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第 12 号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 22 号 平成 31 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの 11 件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。御着席ください。したがって、議案第 12 号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 22 号 平成 31 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの 11 件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第 13、議案第 23 号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

それでは、お手元の提出議案の追加提出のほうをよろしく願いいたします。

議案第 23 号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例について。東白川村課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成 31 年 3 月 7 日提出、東白川村長。

今おめくりいただきまして、改正条文を載せてございますが、説明につきましては新旧対照表のほうをお願いいたしたいと思います。

1 ページをごらんください。

新旧対照表の現行のほうですが、議案第 1 号で出しておりますので経緯がわかりやすくするために、現行については議案第 1 号の改正前を記載してございます。改正後につきましては色分けしてございまして、赤文字が今回の改正の箇所でございます。青文字、青線のところが第 1 号で改正をさせていただいたところでございます。1 ページで今回の改正部分でございますが、総務課の 13 号のところの統計及び広報広聴でございますが、広報広聴を削除させていただきます。15 号のところ、情報通信業務に関するものを削除させていただきまして、あいたところの号を詰める処理をさせていただきます。

もう 1 点が地域振興課、2 ページ、3 ページのところでございますけれども、6 から 11 号につきましては 1 号で改正させていただきまして、その後に 12 号と 13 号で総務課で削除しました広報広聴に関するもの、13 号で情報通信業務に関するものを追加させていただくものでございます。この改正につきましては、本来第 1 号で同時に改正が可能でございましたが、今回このように 2 つに分かれてしまいまして、議会の進行にも大変ご迷惑をおかけしまして申しわけございませんでした。

それでは戻っていただきまして、本文のほうでございます。附則、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

今回の条例によって、もともと総務課にあった一部が今度地域振興課に移すという提案ですけれども、ちょっと伺いたいことがありますして、新旧対照表の現行というところの総務課の部分をごらんいただくと、13 と 15 が移っているわけなんですけど、15 と 16 というところに同じ情報という言葉があるんですが、これは質問よりも自分のほうからしゃべりますけれども、16 の情報公開というのは村が持っている情報、もしくは公的な情報を持っているものをどうするかという情報という言葉になります。それで 15 は、一般的な世界中を飛び回っている情報を管理するという意味で、もともと情報通信が前回移っていくという中で、15 が移っていくのはわかります。じゃあ 16 の情報公開は残してある、これも実は僕は理解してます。要は、行政が持っている情報というのは、決して 1 つの課が管理するのではなく総務課が管理するというところは納得できていますが、さて、そうすると 13 の広報広聴に関するところというのが、実際の業務として C A T V もしくは村の紙ベースの広報というところで発行されているのは承知の上で伺います。これの総括的な管理というのを、あえて総務から外しまして情報通信のほうに行ってます。でも、本来責任は、総括である総務がとらなくていいのかというところの懸念についての、村長のお考えだけ今回の編成についてのお考えをしっかりと伺っておきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

地域振興課が行う情報通信係で行う広報広聴に関するところ、特に C A T V を通じての広報と広報ひがししらかわの発行については、毎月発行前に参事、私、そして担当が出まして、情報交換会議といいますか編集会議のようなものを作って、村長の意向でこの議事録を書く、この記事を届けようというようなことを毎月やってお届けしております。その折に C A T V の番組についても、村民からこういう意見があったとか、それからここはこういうふうにしたいというアイデアについて私の判断でゴーサインを出すなり、要検討にするなりそういった判断を直轄でやっておりますので、あえてここで総務課という概念じゃなくて、村長部局で総力を挙げてやっておるという御理解でお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 23 号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第 14、議案第 24 号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

議案第 24 号 工事請負変更契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。平成 31 年 3 月 7 日提出、東白川村長。

記 1. 契約の目的、東白川村国保診療所及び老健施設建設工事。 2. 契約の方法、随意契約。 3. 契約の金額、（変更前）5 億 8,212 万円。（変更後）5 億 9,887 万 4,040 円。 4. 契約の相手方、中島・曙・立保特定建設工事共同企業体、代表者 岐阜県中津川市加子母 1005 番地。株式会社中島工務店、代表取締役 中島紀子。 5. 工事の場所、東白川村五加下野地内。

東白川村議会定例会の説明資料（追加）というほうをごらんください。

横向きのちょっと細かい図面になるわけですが、その右のほうに今回の主な変更理由ということで書かせてもらっております。先日、初日の補正のときにもお話しをさせてもらいまして、補正のほうお認めいただいたわけですが、主な変更理由といたしましては、1 番ラップル工事、これは基礎工事の部分ですが、ラップルコンクリート量の増加。2 番として、地中埋設物の撤去、それから処分量の増加。地中埋設物につきましては、地下タンクが本体工事の最中に出てまいったということで、その部分の追加でございます。そして、今度は追加工事になりますが、本体工事のほうには予定していなかった駐車場の屋根の工事を、この本体工事の追加工事として出すということでございます。ちょうど図面の赤い部分ですが、この駐車場のところに歩いて渡れる屋根をつけるということでございます。

この３点が主な変更理由といたしまして、増額になった変更と御承認をいただく内容でございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 24 号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（樋口春市君）

日程第 15、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

東白川村議会議長 樋口春市様。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記 1. 会期及び会期延長の取り扱いについて。 2. 会期中における会議日程について。 3. 議事日程について。 4. 一般質問の取り扱いについて。 5. 議長の諮問事項に関する調査について。 6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上、申し出をいたします。

平成 31 年 3 月 7 日、議会運営委員会委員長 今井美道。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。委員長から申し出のあった事項については、閉会中における継続調査とすること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

平成31年第1回定例会を閉会します。

午後1時50分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員